

寛容論と聖書解釈

—ロック、ペール、スピノザの場合—

久保 信本

一 序

ヨーロッパの歴史上、寛容の問題が宗教改革以降の16・17世紀におけるほど政治社会にとって差し迫った問題となったことはない。それは宗教改革以降のキリスト教界の多元化、すなわちプロテスタント諸セクト出現の中で、カトリックとプロテスタント、又、プロテスタント諸セクト間の対立が、信仰の領域に限定されることなく政治の領域にも強く波及し、宗教上の対立が政治上の対立に転化して争われたことによる。そこでは、政治の問題と宗教のそれとが混在するコンフェッショナリズムと呼ばれる状況ゆえに、宗教上の問題を外的な強制力によって決着させようとする事態が日常的なものとなっており、寛容の問題が避けては通れない課題となっていたのである。

そして、当時、こうした事態をうけて数多くの寛容論が提出されたが、それらがキリスト教信仰を前提としていた限り、当然、その信仰の根幹をなす聖書の内容に全く無関係に論じられることはなかった。そこでは聖書の記述をどのように理解するかの問題、すなわち聖書解釈の問題が重要な意味をもっていた。

もとより、教典宗教であるキリスト教の歴史において、聖書解釈の問題は常に信仰の本質を規定する重要問題でありつづけた。このことはイエス自身に起源をもっている。すなわち、イエス自身がユダヤ教の聖書解釈に精通しつつその方法を利用しながらも、まったく独自に旧約聖書を解釈し、そのキリスト論中心的な解釈を展開していたのである。さらに、イエスの時代以前から検討さ

れつづけてきた聖書解釈の問題はキリスト教の聖書の成立自体にも直接かかわっている。その典型の一つとして、古代教会時代の新約聖書正典の編集があげられる。というのもそれまでに伝承されていたキリスト教文書が、各文書の内容の解釈を通じて、正典、外典、偽典といった文書群に分類されたからである。またさらに、聖書の翻訳の問題があげられよう。それぞれの聖書の成立には翻訳が大前提となっているが、翻訳とは解釈以外の何ものでもないからである。例えば、まず、イエスの時代以降宗教改革に至るまでのあいだに用いられたキリスト教の標準的聖書について見ると、初代キリスト教会が標準とした聖書は「七十人訳聖書」であったが、これは紀元前3世紀の半ば頃に翻訳が開始され、紀元前後頃に完成されたヘブライ語旧約聖書のギリシア語訳である。また、ヒエロニムスが紀元405年頃完成させた「ウルガタ訳聖書」は宗教改革にいたるまで西欧キリスト教の標準的聖書として広まった（ローマ・カトリック教会では最近まで用いられた）が、これはヒエロニムスがそれまでに作られていた様々な古ラテン語訳聖書を全面的に改訂して（とりわけ、旧約の部分はヘブライ語原典を重視しながらの翻訳）完成させたラテン語訳聖書である。

さらに、「ウルガタ訳聖書」以降の聖書の翻訳に関して言えば、その歴史上の転換点となるのは中世末期である。この時期になるとヨーロッパでは聖書を各国語に翻訳する動きがおきてくる。「ウルガタ訳聖書」が西欧キリスト教全般に与えた影響は計り知ることができないが、しかしそれはその用いられている言語のゆえに聖職者の専有物となっていた。その聖書が各国語に翻訳されることにより、広く世俗の人々に開かれていくことになる。こうした翻訳の作業は宗教改革の先駆者たちに始まるものであり、彼らの聖書中心主義の考え方に支えられたものであった。彼らは聖書の記述を基準として当時の教会とその聖職者たちとを厳しく批判している。そして、その後のルターに始まる宗教改革以降、とりわけプロテスタントによってその作業の進行は加速度を増していく。こうして特に宗教改革以降、聖書が広く世俗の人々に開放されてくると、聖書解釈の問題も必然的に世俗社会へと開かれたものとならざるをえない。聖書の各国語への翻訳は聖書解釈の問題を聖俗の区別なく議論すべき対象とした。

以上のように歴史上キリスト教界で多く用いられてきた聖書はそれぞれ翻訳

にもとづくものであったが、さらにはイエスの時代以前に成立していた旧約聖書でさえもその起源においてすでに翻訳にもとづいていたのである。というのも旧約聖書はそのほとんどがヘブライ語で記述されているが、その基本部分は他の言語の文書を翻訳したものを組み込んでいるからである。

このように、聖書は翻訳つまり解釈を前提として成立している。そしてその聖書がキリスト教信仰を規定しているならば、16・17世紀のヨーロッパにおける寛容の問題、すなわちキリスト教における寛容の問題と聖書解釈の問題とを完全に切り離すことは本来不可能ということになる。そして、本稿で取り上げる、17世紀後期の寛容論を代表する、『寛容書簡』¹⁾のジョン・ロック (John Locke, 1632-1704)、『〈強いて入らしめよ〉』というイエス・キリストの言葉に関する哲学的註解²⁾ (以下、『哲学的註解』と略記)のピエール・ベール (Pierre Bayle, 1647-1706)、『神学・政治論』³⁾のバルフ・デ・スピノザ (Baruch de Spinoza, 1632-1677)もその例外ではありえない。彼らにとっても聖書解釈の問題は前提とならざるをえない。しかしながら、彼らはそれに限らず、さらにそれぞれ独自の聖書解釈を確立していて、それを用いて寛容の論理を展開していたのである。そこで本稿では彼らの寛容論におけるそうした独自の聖書解釈の意義について考察することにしたい。まず、彼らの中でもとりわけ寛容の問題と聖書解釈の問題とを密着した形で論理展開することを強いられていた『哲学的註解』のベールを取り上げることにする⁴⁾。

二 ベールの場合

ベールの数ある寛容に関する著作の中で、最も代表的な作品である『〈強いて入らしめよ〉』というイエス・キリストの言葉に関する哲学的註解²⁾は、その表題がそのまま示しているように、ルカ福音書第14章の婚礼の譬にある「強いて入らしめよ (compelle intrare)」という言葉についての註解をそのテーマとしている。つまり、聖書解釈の問題そのものがそのテーマとなっているのである。しかし、そうであってもそこで聖書解釈の方法論が体系的に論述されているわけではない。そこでの聖書解釈についての議論は、あくまでも、ベール自らが所属していたフランス改革派教会に対する宗教上の強制を支持する論者た

ちが、その強制を正当化するために多用していた聖句「強いて入らしめよ」の字義的解釈に対する批判に論点が絞られているのである。

しかも、その聖句の字義的解釈による宗教上の強制の正当化は、アウグスティヌス以来の伝統をもつものであった。アウグスティヌスがドナトゥス派に対する公権力の迫害をその聖句によって正当化したそのことにより、ベールの時代に至ってもなお宗教上の強制を正当化する有力な論拠として、宗教上の強制の支持者により頻繁に引き合いに出されていたからである。そうした字義的解釈を、哲学者として「理性」の場において批判するというのが、『哲学的注解』のベールの立場であったし、哲学的註解という表題もまたそのことを示すものに他ならなかった。

ベールのそこでの主張は、聖書をあくまでも神の言葉としてとらえ、その本来の意味を常に真理であると前提したうえで、その言葉を不合理にかつ道徳に反する形で解釈するのなら、その解釈は常に誤りであるとするものである。その観点から、ベールは、改革派教会と鋭く対立していたカトリック教会によるその聖句の字義的解釈を、誤解以外の何ものでもないと断定した。「罪悪を犯す義務を含むような字義どおりの意味はみな誤りである」⁵⁾という聖書解釈の原理に立脚したベールの目指すところは神の言葉である聖書そのものを擁護することにあつた。そして、彼の、字義的解釈に対するその批判を根底から支えているのが、彼の「自然の光」すなわち「理性」の観念であつた。彼にとって「理性」とは神から与えられた啓示であり、その「理性」観はカルヴァン派に特有のものに他ならなかったが、そこから、聖書の章句を解釈する際に不可欠なものとして、このような解釈原理が導き出されてきているのである。

ベールにとって、宗教の本質とは神に関する内面的な確信や尊敬と恐れと愛という意志の動きにあるのであり、そのため、「脅迫・投獄・罰金・追放・笞刑・仕置きなど、総じて強制という字義どりの意味に含まれるすべてのもの」は、宗教の本質をなすそうした判断や意志の動きを心の中に形成しえず、宗教をうちたてるためにそれら強制という方法を用いることは、「真偽・善悪を判定し判別する本源的・初源的・普遍的な基準」である「自然の光」すなわち「理性」に明らかに反することになるのである⁶⁾。それゆえ、ベールはこの聖書解釈の

原理を提示したのである。

以上のように、聖書の特定の章句をめぐる論戦に哲学者として参加したベールは、「理性」の場においてその字義的解釈を批判して、宗教上の強制を非とする見解を示したのであった⁷⁾。

次に、「聖書批判を哲学的に根拠づけ正当化する最初の試み」⁸⁾をなしたとされる『神学・政治論』のスピノザを取り上げることにする。

三 スピノザの場合

「近代における聖書の学問的研究の先駆者」⁹⁾、「〔歴史的聖書学を〕学問として成立させた創始者の1人」¹⁰⁾、「科学的な (scientific) 聖書解釈の近代的方法の輪郭を描いた」¹¹⁾などと評される『神学・政治論』のスピノザは、全20章からなる同書においてその多くの部分を聖書の解釈と批判とにあてている。そして、スピノザがその生涯をかけた著作『エチカ』の完成を目前にしなが、それを中断してこの『神学・政治論』の執筆にとりかかった動機は、スピノザ自身が語るところによると三つあった。それは、第一に、神学者たちの偏見を取り除くこと、第二に、スピノザ自身に対する無神論者という避難を排撃すること、そして第三に、哲学することの自由と自ら考えたことを発表する自由とを擁護することである¹²⁾。そして、同書では、これら三つの動機のうちでも、とりわけ第一の神学者の偏見に関して詳しく述べられている。そこで言われている神学者とは、当時のオランダ共和国（ネーデルラント連邦共和国）において事実上の国教会的地位を占めていたカルヴァン派、すなわちホルムス系の改革派教会の牧師たちのことであり、彼ら神学者たちの偏見こそが、スピノザに対する無神論者との非難も生じさせ、さらに、哲学することの自由を様々な仕方で抑圧してもいたのである¹³⁾。そういった意味で、「神学者の偏見を取り除くこと」こそがまさに『神学・政治論』執筆の根本動機であったと言ってよいであろう¹⁴⁾。

そして、スピノザは彼らのその偏見が、結局のところ彼らの間違った聖書解釈によって生じるとしている。すなわち、「彼らは、聖書の理解とその厳密な吟味とをへて初めて明らかになるべきところのこと [を]、……… 最初から聖

書解釈の規則としてたてている」¹⁵⁾として、彼らの誤った聖書解釈こそがその偏見を生み出す原因であるとしているのである。そのため、スピノザはこの『神学・政治論』において彼らの聖書解釈にかわる自らの聖書解釈を提示することにより、彼らの「偏見を取り除くこと」を目指したのであった。

そして、同書においてスピノザは自身の聖書解釈の方法を要約的に次のように述べている。「聖書を解釈する方法は自然を解釈する方法と異ならないのであり、むしろ完全にそれと合致するのである。なぜなら自然を解釈する方法がもつばら自然の歴史を総括し、確実なる所与としてのその歴史からもろもろの自然物に関する定義を結論するにあるように、ちょうどそのように、聖書を解釈するにはまず聖書の真正な歴史をまとめあげ、確実な所与ないし原理としてのその歴史から聖書の著者たちの精神を正しき帰結によって結論するということが必要であるからである」¹⁶⁾。このように、スピノザは聖書解釈の方法と自然研究の方法との一致を主張している。これは、スピノザが、聖書につきまとう秘儀的表象から自由に、聖書の客観的対象化を試みようとしたことを意味する¹⁷⁾。そこにおいて注意すべき点は、引用文中にある「自然の歴史」のその「歴史 (historia)」という言葉の意味内容であるが、この場合の「歴史」とは、語源的に言って、「探求」、「探求されるもの」を意味していた。その点で、スピノザが考えた自然研究の方法とは、探求される所与としての自然の事実から自然の諸物を定義づけていく方法であると言えよう¹⁸⁾。そしてスピノザは、その方法にもとづいて、聖書をどこまでも一個の自然物として取り扱い、聖書の純粋な記録および聖書に関する歴史的事実を資料とし、その資料の分析・総合にもとづいて聖書の意味をつかみとろうとした¹⁹⁾。その意味においてスピノザは他ならぬ「聖書の歴史性という思想を最も鋭く把握し、それを冷静な厳密な態度で徹底させた最初の人物」²⁰⁾であった。そして、こうした作業は、結局のところ、聖書を単なる一個の歴史的文献に還元すること以外のなものでもない²¹⁾。その目指すところは、スピノザの時代においてもなお一般的に信じられていたように、聖書とは神が天から人間に送った書簡であって内に絶対の真理を含むものであるとする見方を打破することであった²²⁾。

そして、スピノザは、そこからさらに、新旧両聖書の目的が人間を心の底か

ら神に服従させるようにすることのみであると主張する²³⁾。また、そのことにもとづいて、信仰とは、それを知らなければ神に対する服従が失われ、また、この服従が存在するところにはそれが必ずあるといった、そうした事柄を神について考えることに他ならないと定義づけている²⁴⁾。このようにして、スピノザは信仰の規範を真または偽にではなく、服従または不服従に置き、聖書に対して真理の認識体系を拒否し、宗教と哲学的真理とをはっきりと区別したのである²⁵⁾。結論的に言えば、信仰を哲学から分離すること、これこそまさに『神学・政治論』全体の主要目的に他ならなかったのである²⁶⁾。

そして、このような形で信仰あるいは神学と、哲学との分離がなされるならば、当然、当時のホルムス系の神学者たちが自己と宗教上の見解を異にする者を異端と称して迫害していた行為の正当性根拠も消滅することになるであろう²⁷⁾。そこでは宗教上の正当性の問題があくまでも相対的なものとならざるをえないからである。このように、スピノザは「神学者の偏見」の除去を目指して出発した『神学・政治論』において、その「偏見」の根本原因とみなされる誤った聖書解釈を否定して自らの聖書解釈を提示することにより、宗教上の問題を理由とした迫害を正当化する論理を断ち切ったのであった。

次に、その寛容に関する主著をもって、「近代寛容理論の殆ど理念型とすら呼ぶに相応しい位置」²⁸⁾を獲得しえた『寛容書簡』のロックを取り上げることにしたい。

四 ロックの場合

『寛容書簡』の目的は、17世紀当時のヨーロッパにおけるコンフェッショナルリズムを克服し、政治社会の秩序を安定させることにある。その意味で同書の問題意識の射程はヨーロッパ全体に及んでいる²⁹⁾。そして、『寛容書簡』のロックはコンフェッショナルリズムの原因を「教会と国家との〔間に見られた〕一致」³⁰⁾に見ており、その結果、必然的に「教会と国家との分離」すなわち「政教分離」を強く主張するに至っている。政教分離論こそ同書の中心となるテーマに他ならない。

こうした性格をもつ同書には、繰り返し聖書の章句への言及があるにもかかわらず

わらず、ベールの『哲学的註解』とスピノザの『神学・政治論』とで展開されているような聖書解釈の方法論的な論議はほとんど見当たらない。しかしながら、同書の寛容擁護の主張はロック自らのキリスト教理解にもとづいた教義内在的な観点からも裏付けられていて、そこでは彼なりの聖書解釈が前提とされているように思われる。それは例えば次のような記述に見てとることができる。

「神の礼拝や教会の規律に関して、キリスト教徒に結合のため必要とされうるものは、ただ立法者たるキリストが、あるいは聖霊の靈感により使徒が、明白な言葉で命じたものだけである。」³¹⁾

「[教会の] 交わりの条件を、聖霊が聖書の中で救いのために必要だとはっきり明瞭な言葉で教えたそれらのこと、またそれらのことだけに、基づくように定めることのほうが、自分の発明や解釈を、あたかも神の法であるかのように〔他人に〕押しつけたり、また、神の言葉が少しも公にしなかったし、少なくとも決定的にはそうしなかったことを、まるでキリスト教の信仰告白には絶対不可欠であるかのように、教会法によって定めたりすることよりも、キリスト教の真の教会にとっては、もっとふさわしいのではないであろうか。」³²⁾

キリスト教の教会内における信徒どうしの結びつきのための必要条件について述べたこれらの引用文に関して注目したいのは、ロックが、聖書の章句が「明白な言葉」であり、「明瞭な言葉」であることを前提としていることである。ロックの時代に至るまで聖書の様々な章句に関して多様な解釈が生まれ、激しい論争が交わされてきていたが、それにもかかわらず、それら聖書の章句が「明白な言葉」であり、「明瞭な言葉」であるとするロックの立場は聖書に対するどのような態度から導かれたものであろうか。同書では、そのことについて特に述べられてはいない。しかし、聖書の章句を解釈する際のあるべき態度については、同書に先立って執筆されたロックの政治学上の主著『統治二論』の第一論文において表明されていた。それは、「聖書の言葉の直接的で平明な意味に背反する解釈をすることは断じて許されない」³³⁾というものである。『統治二論』第一論文におけるロックは、その態度をもって、「恣意的に聖書の言葉を取捨する」³⁴⁾ フィルマー (Robert Filmer, 1588-1653) を聖書の章句に照らし合

わせて批判していたが、そうした態度はその後の『寛容書簡』にも引き継がれているものと思われる。それは、以上に見たように、教会内の信徒の結びつきのために必要な条件が、聖書には「明白な言葉」、「明瞭な言葉」で述べられている点においても明らかである。

またさらに、同書では、例えば、異端と分派とについて述べられている箇所においてその結論部分が次のように記述されている。

「要するに、神の言葉〔＝聖書〕が明白な用語で述べていることを否定しない人、また聖書にはつきりとは含まれていないことを口実にして分離を行なわない人は、キリスト教徒という名のある教派によってどんなに悪口を言われようと、また、誰かから、あるいはすべての人たちから、真のキリスト教を奉じていないと宣告されようとも、〔実際には〕異端者でも離教者でもありえないのである。」(傍点引用者)³⁵⁾

このように、聖書の章句への言及が繰り返される『寛容書簡』は、「聖書の言葉」を「直接的で平明な意味に」解釈する姿勢で一貫していた。もっとも、聖書解釈の問題に限って言えば、ロックがその問題に真正面から取り組んだのはむしろ同書以降の著作である『キリスト教の合理性』³⁶⁾と『パウロ書簡注釈』³⁷⁾とにおいてであり、それらの著作によって、ロックは近代の聖書批評学(Biblical criticism)の開拓者と位置づけられることにもなるのである³⁸⁾が、この『寛容書簡』では聖書解釈の問題がそれ自体として大きく取り上げられることはなかった。しかし、これまで見てきたように、同書において、その聖書解釈がその寛容擁護の主張において一定の役割を演じていることは否定しえないものと思われる³⁹⁾。

五 結

以上見てきたように、17世紀後期における代表的な寛容論を展開した『寛容書簡』のロック、『哲学的註解』のバール、『神学・政治論』のスピノザはその力点の置き方にそれぞれ違いはあっても、いずれもその寛容の主張を意識的に聖書解釈の問題と結びつけて展開していた。そして、その三者の中で、ロック、バールはキリスト教思想家として、また、スピノザは非キリスト教思想家

として聖書と向き合っていた。そして、当然そのことと関連して、ロック、ベールにとって聖書はあくまでも真理の体系としてあったが、スピノザにとってそれはしばしば矛盾や誤謬や欠陥を含む「人間の書」であり、真理の体系ではついにありえなかった⁴⁰⁾。そしてまた、そのロックとベールとにしても、両者は共に宗教上の真理の不可知性という立場に立脚していた⁴¹⁾ のであり、彼ら二人にとって聖書が真理の体系であったとしても、その真理をまったく何らの誤解もなく認識する手立てはどこにもなかったのである。そういった意味から、彼ら三人にとって、寛容の論理とは不可疑の絶対的真理としての聖書から必然的に演繹されうるようなものでは決してなく、聖書を媒介としながらも、あくまでも人間自身の作為による論理としてあったのである。

そして、そうした彼らの寛容の論理の在り方は、彼らが活躍した時代の精神性と無関係では決してなく、むしろその時代精神と密接に結びついたものに他ならなかった。もとより、その時代精神はルネサンスそして宗教改革をすでにへて科学革命をも通過しつつあったのであり、その結果、宗教上のいわゆる絶対的真理についてはその認識不能性を承認する方向に向かっていた。そして、そこではキリスト教がいまだ社会的に強固な力をもっていたとはいえ、その信仰の基礎となる聖書の不可疑性を無条件に受け容れることに次第に困難がともない始めていたのである。そして、そうした時代精神を積極的に担った彼らが聖書の真理性を独断的に受けとめることはありえなかったのである。そしてさらには、その彼らを教師とする次世紀の思想家たちはむしろ積極的に宗教の相対化を押し進める方向に進んでいったのであって、その意味において、彼ら三人の寛容論は、三者それぞれがそれを望んでいたといえなかったとにかかわらず、結果的に、そうした宗教の相対化への道を準備することになったと言ってよいと思われるのである。

注

- (1) John Locke, *Epistola de Tolerantia and A Letter on Toleration*, ed. R.Klibansky and J.W. Gough, Clarendon Press, Oxford, 1968. 以下、*Epistola.* と略記。邦訳は平野耿訳『寛容についての書簡』(朝日出版社、1971年)を用いた。

- (2) Pierre Bayle, *Commentaire philosophique sur ces paroles de Jésus-Christ, contraints-les d'entrer, Oeuvres Diverses*, II, Georg Olms Verlagsbuchhandlung, Hildesheim, 1965. 以下、*Commentaire*. と略記。邦訳は野沢協訳「〈強いて入らしめよ〉というイエス・キリストの言葉に関する哲学的註解」、『ピエール・ペール著作集第二巻 寛容論集』（法政大学出版局、1979年）を用いた。
- (3) Baruch de Spinoza, *Tractatus Theologico-Politicus*. 以下、*T-T-P*. と略記。邦訳は畠中尚志訳『神学・政治論』（上・下、岩波文庫、1944年）を用いた。
- (4) 本章を作成するにあたり、以下の文献を参照した。S.プリケット/R. パーンズ『聖書：その構造・解釈・翻訳』（小野功生訳）、新教出版社、1993年。P.シュトゥールマッハー『新約聖書解釈学』（斎藤忠資訳）、日本基督教団出版局、1984年。出村彰・宮谷宣史編『聖書解釈の歴史』、日本基督教団出版局、1986年。『聖書の世界・総解説 改訂版』、自由国民社、1994年。
- (5) *Commentaire*, p.367. 野沢訳、91頁。
- (6) *Commentaire*, p.370-1. 野沢訳、98、101-2頁。
- (7) 本章を作成するにあたり、野沢協「解説 ピエール・ペールとピエール・ジュリュール」、『ピエール・ペール著作集第二巻 寛容論集』所収、を参照した。
- (8) E.カッシーラー『啓蒙主義の哲学』（中野好之訳）、紀伊國屋書店、1962年、226頁。
- (9) 工藤喜作『人類の知的遺産35 スピノザ』、講談社、1979年、279頁。
- (10) K.ヤスパース『ヤスパース選集23 スピノザ』（工藤喜作訳）、理想社、1967年、202頁。
- (11) H.ラスキ『ヨーロッパ自由主義の発達』（石上良平訳）、みすず書房、1951年、126頁。
- (12) 『スピノザ往復書簡集』（畠中尚志訳）、岩波文庫、1958年、165-6頁。
- (13) 同上、166頁。
- (14) 工藤喜作『スピノザ哲学研究』、東海大学出版会、1972年、27頁参照。
- (15) *T-T-P*, Intro. 畠中訳、上巻、49頁。
- (16) *T-T-P*, cap.VII. 畠中訳、上巻、234-5頁。
- (17) 加藤節『近代政治哲学と宗教』、東京大学出版会、1979年、214頁参照。
- (18) 工藤『スピノザ哲学研究』、36-7頁。
- (19) 畠中尚志「解説」、『神学・政治論』（上巻）、18頁。
- (20) カッシーラー、前掲書、227頁。
- (21) 加藤、前掲書、215頁。
- (22) 畠中、前掲論文、16頁。
- (23) *T-T-P*, cap. XIV. 畠中訳、下巻、130頁。
- (24) *T-T-P*, cap. XIV. 畠中訳、下巻、132-3頁。

- (25) 畠中、前掲論文、24頁。
- (26) *T-T-P*, cap. XIV. 畠中訳、下巻、130頁。
- (27) 畠中、前掲論文、24頁参照。
- (28) 加藤、前掲書、346頁。
- (29) J.ダン『ジョン・ロック——信仰・哲学・政治』（加藤節訳、岩波書店、1987年）、21-2、101頁参照。Cf. James Tully, *An approach to political philosophy : Locke in contexts*, Cambridge University Press, 1993, pp.47-8. ; John Marshall, *John Locke*, Cambridge University Press, 1994, p.358. ; Ian Harris, *The mind of John Locke*, the revised edition, Cambridge University Press, 1998, p.185.
- (30) *Epistola*, p.148. 平野訳、93頁。
- (31) *Epistola*, p.154. 平野訳、101頁。
- (32) *Epistola*, p.74. 平野訳、19頁。
- (33) *Two Treatises of Government*. 伊藤宏之訳『全訳 統治論』（柏書房、1997年）、44頁。
- (34) 友岡敏明・中川政樹・丸山敬一『ロック市民政府論入門』、有斐閣新書、1978年、46頁。
- (35) *Epistola*, p.154. 平野訳、101頁。
- (36) *The Reasonableness of Christianity, as delivered in the Scripture*.
- (37) *A Paraphrase and Notes on the Epistles of St. Paul*.
- (38) Richard I. Aaron, *John Locke*, the Second Edition, Clarendon Press, Oxford, 1955, p.295.
- (39) 本章を作成するにあたり、三浦永光『ジョン・ロックの市民的世界』（未来社、1997年）を参考にしたところがある。
- (40) 畠中尚志「序論 スピノザの生涯と思想……ことに『神学・政治論』と『国家論』について」、『スピノザ・思想の自由について』（畠中尚志訳、理想社、1967年）、XV頁。
- (41) この点に関しては、概略的説明ながら、拙稿「17世紀後期ヨーロッパにおける宗教的寛容の問題——ジョン・ロックとピエール・ベール——」、宗教学法学会編『宗教法』第20号（2001年11月）参照。
- ※本稿は拙稿「寛容論と聖書解釈——ロック、ベール、スピノザの場合——」、『成蹊大学法学政治学研究』第20号（1999年5月）に加筆したものである。